

福岡県における浄化槽法第 11 条検査受検率向上の取組みについて

福岡県 石川ちひろ※ 今村文香※※
一般財団法人福岡県浄化槽協会 ○島田賢治

1. はじめに

福岡県では、「浄化槽法の一部を改正する法律」が平成 17 年 5 月 20 日に公布され、都道府県の監督規定等が強化されたことを契機に、関係機関と緊密に連携しながら、浄化槽法第 11 条検査（以下、「11 条検査」という。）の受検率向上に向けた取組みを行っている。

具体的には、平成 17 年度から 24 年度にかけて、浄化槽の設置状況を正確に把握するための調査（浄化槽設置状況実態把握調査）を実施し、平成 24 年度末から、11 条検査未受検者に対して保健所長名による受検勧奨文書を発送（11 条検査受検勧奨）している。

さらに、11 条検査の受検推進を図るためには、受検勧奨だけでは十分な成果が得られないことから、平成 29 年度からは「浄化槽適正管理推進事業」に衣替えし、11 条検査受検勧奨に加え、関係機関との協働による「浄化槽適正管理推進キャンペーン」を実施するとともに、福岡県と一般財団法人福岡県浄化槽協会（以下、「協会」という。）による「浄化槽法定検査受検勧奨連絡会議」を設置し、PDCA サイクルに基づく当該事業の的確な実施に努めるなど、浄化槽の適正管理（保守点検・清掃・法定検査）を総合的に推進することとしている。

これらの取組みについて、その概要を報告する。

2. 浄化槽設置状況実態把握調査

(1) 目的

11 条検査の受検推進を図るためには、浄化槽の設置状況を正確に把握し、浄化槽管理者に対して受検を促す必要があることから、関係者の協力を得て、浄化槽設置状況の実態把握を行う。

(2) 調査機関

平成 17 年 7 月から平成 24 年 7 月まで

(3) 調査対象区域

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市を除く福岡県内（以下、「福岡県域」という。）

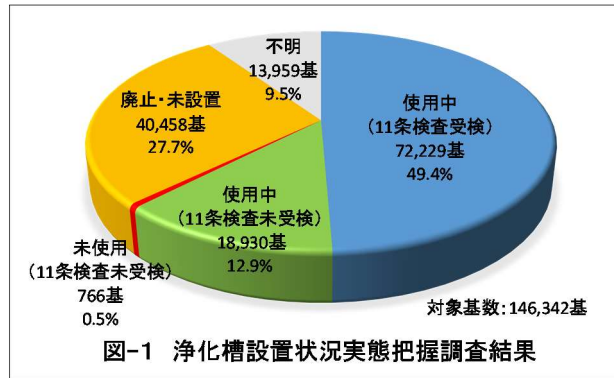
(4) 調査手順

- 1) 県が所有する浄化槽台帳情報（紙データ）を協会に提供し、電子化したデータベースを構築。（約 146,000 基：平成 16 年度末時点）
- 2) 電子データ化した浄化槽台帳情報について、市町村の下水道接続情報、清掃業者の事業情報及び協会の 11 条検査受検情報と精査・照合。
- 3) 上記でも設置状況が分からない浄化槽について、保健所毎に順次、ダイレクトメー

ルによる浄化槽設置状況の把握を行い、データベースを更新。

(5) 調査結果

調査結果は、図1のとおり。調査対象146,342基中、49.4%が11条検査を受検していることが判明したものの、11条検査が未受検のものが12.9%、廃止・未設置が27.7%あり、調査で確認できなかったものも9.5%あった。



3. 浄化槽適正管理推進事業

(1) 浄化槽法第11条検査受検勧奨

1) 目的

福岡県域における浄化槽の適正管理を推進するとともに、11条検査の受検率向上を図ることによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。

2) 対象区域

福岡県域

3) 実施手順

浄化槽設置状況実態把握調査（以下、「実態調査」という。）の開始から約7年が経過したため、新たに設置された浄化槽や使用が廃止された浄化槽、管理者が変更となった浄化槽等に関する情報をデータベースに反映させる必要が生じたことから、次の手順で精査・照合を行い、データベースを更新した。

事業スキームは図2のとおり。

- ① 実態調査で得られた11条検査未受検者リストをもとに、市町村に対し「建築物の有無・下水道接続」等の確認を依頼した。（1次精査）
- ② 1次精査で「建築物有」と回答されたリストについて、浄化槽の清掃業者に対し、使用状況の確認を依頼した。（2次精査）
- ③ 2次精査の結果をもとに、協会の11条検査受検状況と照合し、未受検者リストを更新後、これらに対して保健所長名による受検勧奨文書を発送した。

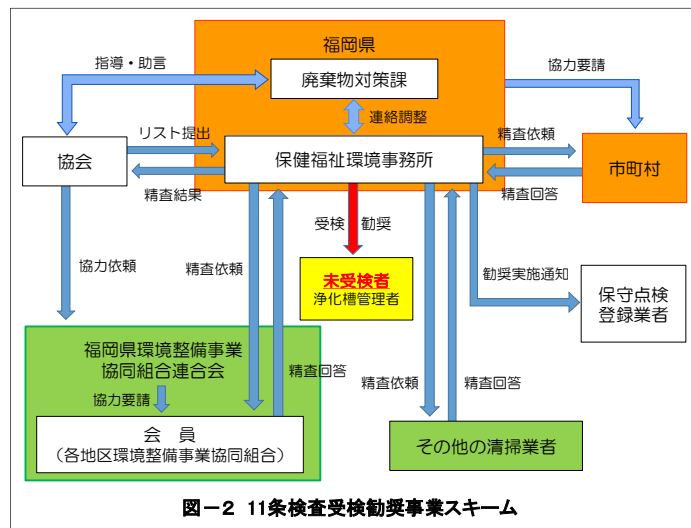


図-2 11条検査受検勧奨事業スキーム

表-1 発送文書

文書の種類	1巡目	2巡目
保健所長名の受検勧奨文書	○	○
受検勧奨リーフレット(写真1)	○	○
保守点検登録業者名簿(兼)清掃許可業者名簿	○	○
浄化槽使用状況報告書	—	○
廃止届	—	○

4) 発送文書

発送文書は表1のとおり。

なお、2巡目からは廃止届等の実効性を高めるため、浄化槽管理者に浄化槽使用状況等報告書の提出を求めるとともに、廃止届を同封した。

5) 実施スケジュール

実施スケジュールは表2のとおり。

なお、2次精査の結果を協会の受検情報と照合させる作業に多くの事務量を要することから、保健所毎に順次実施した。

表-2 11条検査受検勸奨実施スケジュール

保健所/年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A保健所	25/3~5					29/10~30/1	
B保健所		25/9					予定
C保健所		26/3~10					
D保健所			27/1~2				
E保健所				28/3~29/5			
F保健所					28/10~29/7		

6) 成果

平成29年度末における受検勸奨の成果は、表3及び表4のとおり。

この事業により、11条検査の受検率向上はもとより、浄化槽の適正管理（保守点検・清掃・法定検査）の推進等が図られている。

表-3 受検勸奨成果(1巡目)

保健所	勸奨基数 (a)	成果			
		廃止基数 (b)	未着基数 (c)	検査基数 (d)	受検率 d/(a-b-c)
A保健所	3,434	440	275	1,047	38.5%
B保健所	986	198	173	217	35.3%
C保健所	2,115	403	225	245	16.5%
D保健所	587	71	71	61	13.7%
E保健所	9,061	158	859	1,132	14.1%
F保健所	4,043	60	361	279	7.7%
合計	20,226	1,330	1,964	2,981	17.6%

表-4 受検勸奨成果(2巡目)

保健所	勸奨基数 (a)	成果			
		廃止基数 (b)	未着基数 (c)	検査基数 (d)	受検率 d/(a-b-c)
A保健所	2,733	131	367	223	10.0%

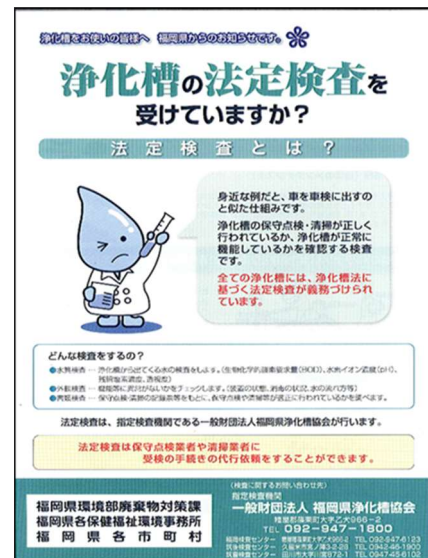


写真-1 受検勸奨リーフレット

(2) 浄化槽適正管理推進キャンペーン

1) 目的

福岡県域における浄化槽の適正管理を推進するため、広く県民へ維持管理の重要性や法定検査の必要性などを周知する街頭啓発を行う。

2) 対象区域

福岡県域

3) 実施時期・実施場所

実施時期：毎年7～8月（夏休み期間）の午前中
 実施場所：ショッピングセンター等（年4ヶ所）

4) 啓発用配布物（写真2）

うちわ・トイレットペーパー

5) 実施者

行政（福岡県、市町村）、指定検査機関（協会）
 関係事業者（保守点検業者、清掃業者）



写真-2 啓発用配布物

6) 実績・成果

- ・平成 29,30 年度の実績は、表 5 のとおり。
- ・キャンペーン効果を高めるため、福岡県のマスコットキャラクター（エコトン）を活用した。（写真3）
- ・行政、指定検査機関、関係事業者の3者が、初めて協働する街頭啓発となった。
- ・啓発実施者として、福岡県と協会の他、地元の市町村と保守点検・清掃業者が加わることによって、地域の住民がキャンペーンを身近に感じることができ、啓発効果を高めることができた。



写真-3 キャンペーンの様子

表-5 浄化槽適正管理推進キャンペーン実績

年度	実施数	実施者(延べ人数)				うちわ 配布数	トイレット ペーパー 配布数
		行政		指定検査機関 協会	関係事業者 保守点検業者 清掃業者		
		福岡県 (保健所含)	実施会場 市町村				
29	4会場	7名	7名	26名	14名	1,243枚	779個
30	4会場	11名	7名	26名	78名	1,216枚	783個

(3) 浄化槽法定検査受検勧奨連絡会議

1) 目的

受検勧奨の効果的、効率的な実施を図るとともに、11条検査の受検率向上を図るため、福岡県と協会が相互に連絡・協議することを目的とする。

2) 開催頻度・時期

年1回（2月）

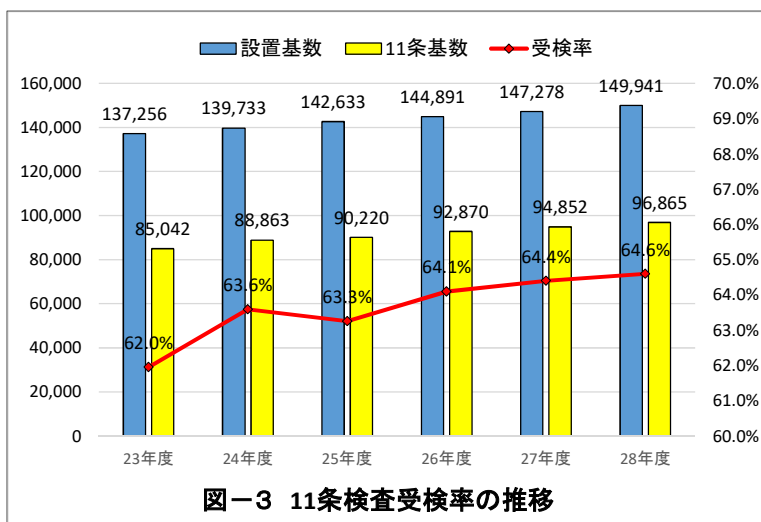
3) 連絡・協議事項

- ① 受検勧奨の効果的、効率的な実施に必要な事項
- ② 法定検査の受検率向上に必要な事項
- ③ 法定検査の普及啓発に必要な事項
- ④ その他、受検勧奨に関する重要事項

なお、個別の課題に関しては、その都度、福岡県と協会とで協議を実施している。

4. 課題と今後の対応

これまでの取り組みにより、福岡県域における11条検査の受検率は増加傾向(図3)にあるものの、更なる受検率の向上を図るためには、次の課題を解決していくことが必要である。



(1) 受検勸奨の成果向上

受検勸奨(1巡目)の成果が、2割弱(17.6%)程度に留まっていることから、受検

勸奨実施後も受検しない浄化槽管理者に対しては、今後も引き続き適正管理に関する啓発を行うほか、当面、対応すべき事項としては、次のことが考えられる。

行政	①監視指導等の強化
	②受検勸奨の継続的实施
協会	①監視指導時の技術的支援
	②放流水質悪化原因調査、改善措置など、管理に関する技術的支援
関係事業者 (保守点検・清掃)	①受検勸奨等取り組みに関する周知
	②浄化槽管理者と11条検査を含めた管理契約の締結

(2) 受検勸奨のスピードアップ

電子化したデータベースの更新作業に多大な時間を要していることから、更新作業については、1巡目の受検勸奨で受検に繋がらなかった浄化槽(宛所不明分は除く)や勸奨後に新たに設置された浄化槽に限定することにより作業の効率化を図る。

(3) 効果的な精査方法の検討

宛所不明で勸奨できなかった浄化槽(郵便局からの返送分)が勸奨基数全体の約1割(1,964基)存在するが、宛所不明の浄化槽の大半は、30年以上前に設置された古い浄化槽であり、これらの使用状況の精査には一定の限界があることから、今後、効果的な精査の方法について検討していく。

5. おわりに

今後も、浄化槽の適正管理の推進を図るために、行政(福岡県、市町村)、指定検査機関(協会)、関係事業者(保守点検業者、清掃業者)が、どのような役割を担い、どう貢献していくか、関係機関の協力を得ながら有効な方策について検討していきたい。

※石川ちひろ：福岡県環境部廃棄物対策課

※今村文香：福岡県保健医療介護部生活衛生課(前廃棄物対策課)